

保護者 様

三重県立四日市農芸高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則にある学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。速やかに学校へ報告し、ご家庭にて療養してください。

なお、下記については保護者が記入し、体調回復後の登校時に学級担任へ提出していただきますようお願い申し上げます。

出席停止証明書

_____年 _____組 _____席 名前 _____

1. 病 名 (該当するものに○印をつけてください)

インフルエンザ (型)	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎	
風疹	水痘	咽頭結膜熱	結核	髄膜炎菌性髄膜炎
新型コロナウイルス感染症	その他 ()			

2. 出席停止期間 令和 _____年 _____月 _____日 より _____月 _____日まで

上記のように医師から指示を受けました。

令和 _____年 _____月 _____日

受診した医療機関名 _____

保護者名 _____

【参考】学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18条)

令和5年5月8日改正

分類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ「H5N1」及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで